

巢鴨地蔵通り商店街会館の「利用上の注意事項」

(利用申請)

1、 会館の利用を希望する者は、所定の申請書により商店街事務局に申請するものとする。

(利用許可)

2、 会館の利用に関しては、商店街会館運営委員による使用許可の承認を必要とする。

<利用の不承認>

- ① 利用目的や会館運営委員がふさわしくないと認めた申込者の場合
- ② 暴力団その他それに準ずる者等反社会的勢力の利益になると認められるとき
- ③ 管理上支障が認められるとき
- ④ 秩序または風紀を乱すおそれがあると認められたとき

(利用時間の厳守)

3、 施設の利用時間は厳守でお願いいたします。(準備・片付けの時間も含まれます。)

(原状回復)

4、 利用終了の際には利用者で原状回復をお願いいたします。ゴミは各自でお持ち帰りください。

(その他の注意事項)

5、 館内で火気の使用は禁止とさせていただきます。

6、 他の利用者及び近隣住民の迷惑となる利用をしてはならない。

- ① 大音量の楽器演奏及び発声など
- ② 強い匂いを発生させる食品や物の使用
- ③ 他施設に影響のある振動など
- ④ 施設や備品を破壊する恐れがある使用 (ボールを使用したスポーツ等)

7、 施設内はすべての場所が禁煙です。

8、 利用時のトラブル、近隣からのクレームに対しては利用者の責任をもって対応しそれに対し商店街は一切関与しない。

9、 利用者の瑕疵により施設や備品に破損または紛失が生じた場合には補償にかかる費用等を負担していただくことがあります。

10、 その他、各施設の利用規定及び管理者の指導に従わなければならない。